

国東市産業振興条例(設備投資に対する課税免除等) 手続きの流れ

課税免除等の申請

適用工場等指定

現地確認調査



適用工場等指定申請書 提出

※提出は決算終了後2か月以内
※確定申告延長の場合はその期限まで

産業振興機械等の取得等に係る
確認申請書 提出

※過疎法または半島振興法に関する
課税免除等の場合のみ

償却開始後、直近の決算

新設または増設に
着手・完了・償却(供用)開始

事業所(工場等)の新設または増設
についての**表明書**を提出

※地域未来投資促進法に関する課税免除等の
場合は、新設や増設等の着手前に事業計画に
対する県の承認及び国の確認が必要です。
※地域再生法に関する課税免除等の場合は、
新設や増設等の着手前に整備計画に対する
県の認定が必要です。

